

船舶事故調査報告書

平成24年10月4日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 横山 鐵 男（部会長）
 委員 庄 司 邦 昭
 委員 根 本 美 奈

事故種類	乗揚
発生日時	平成24年3月1日 20時30分ごろ
発生場所	三重県鳥羽市鳥羽港北北西方沖 鳥羽市所在の桃取水道大村島灯標から真方位076° 1,400m 付近 （概位 北緯34° 30.9′ 東経136° 49.9′）
事故調査の経過	平成24年3月2日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	砂利・石材運搬船 第五大竜丸 ^{だいりゅう} 、436トン 131663、個人所有 60.46m (Lr) × 11.00m × 6.10m、鋼 ディーゼル機関、735kW、平成3年6月30日
乗組員等に関する情報	船長 男性 73歳 四級海技士（航海） 免許年月日 昭和40年2月26日 免状交付年月日 平成21年4月1日 免状有効期間満了日 平成26年9月19日
死傷者等	なし
損傷	左舷船底外板亀裂及び破口、右舷船底外板亀裂、全損（沈没）
事故の経過	本船は、船長ほか3人が乗り組み、三重県紀北町長島港で揚げ荷役を終え、バケットの修理のため、空倉状態の船首約1.70m、船尾約3.40mの喫水で平成24年3月1日15時50分ごろ三重県松阪市松阪港に向けて出港した。 船長は、三重県南伊勢町神前湾沖 ^{かみざき} で船橋当直を一等航海士に任せて降橋し、自室で睡眠を取ろうとしたが眠ることができず、三重県志摩市大王崎を通過後、食堂で食事をとることにし、いつものように赤ワインに漬けた黒豆を約5～10粒ご飯に乗せて食べ、その赤ワインをちょこのような小型の酒器で少量飲んだ。 船長は、19時30分ごろ鳥羽市安楽島東方 ^{あらしま} の加布良古水道において、一等航海士から単独で船橋当直を引き継ぎ、鳥羽市坂手島と同市菅島との間を通過後、鳥羽市日向島と同市答志島との間に向け、速力

	<p>約 11.5ノットで手動操舵により北西進中、眠気を感じて窓を開けたが、椅子に腰を掛けた姿勢でいつしか居眠りに陥った。</p> <p>本船は、日向島と答志島との間を通過して変針予定場所に達したが、変針することなく航行を続け、20時30分ごろ鳥羽市飛島と同市浮島との間の浅瀬（以下「本件浅瀬」という。）に乗り揚げて通過した。</p> <p>船長は、衝撃を感じて目が覚め、直ちに機関を停止したものの、船体が徐々に右舷側に傾き始め、機関室を確認した機関長から、3番バラスタンクの測深管の蓋を開けると海水が噴き出すので、船体に破口を生じている可能性があるとの報告を受けた。</p> <p>本船は、機関を前進とし、沈没の虞を考えて陸岸寄りに西北西進中、船体が約9°まで傾いたため、三重県伊勢市所在の^{こうぎま}神前灯台から真方位324°1.9海里付近において右舷錨を投下したのち、海上保安庁の指示により全員が救命ボートで退船した。本船の乗組員は、21時41分ごろ同庁の巡視艇に救助された。</p> <p>船長及び機関長は、その後、傾きが水平に戻って安定した状態にあった本船に戻り、船長が船舶関係書類を持ち出し、機関長が燃料タンクのバルブを閉め、エア―抜きにウエスを詰めてビニール袋で覆う作業を行い、巡視艇に戻った。</p> <p>本船は、2日01時30分ごろ右舷側に傾き、船首から沈没した。</p> <p>本船は、約3か月後、サルベージ会社により引き揚げられたのち、廃船となった。</p>
<p>気象・海象</p>	<p>気象：天気 晴れ、視界 良好</p> <p>海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の中央期</p>
<p>その他の事項</p>	<p>一等航海士は、衝撃を感じて昇橋した際、本船が自動操舵であることを知った。</p> <p>船長は、自動操舵にした記憶がなかった。</p> <p>船長は、長島港に入港するのが初めてであり、同港には養殖施設及び水深が浅い場所が多いため、本事故の2日前からプレッシャーを感じて安眠できず、本事故時、睡眠不足と疲れを感じていた。</p> <p>船長は、飲酒すると体調が悪くなる体質であったが、健康のために約7か月前から毎朝晩の食事の際、赤ワインに漬けた黒豆とその赤ワインを飲食する習慣があったものの、体に変化を感じたことはなかった。</p> <p>本船には、居眠り防止装置はなかった。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>なし</p> <p>本船は、坂手島丸山崎を通過して北西進中、単独で船橋当直中の船</p>

	<p>長が居眠りに陥ったことから、変針予定場所を通過して本件浅瀬に向けて航行し、本件浅瀬に乗り揚げたものと考えられる。</p> <p>船長は、当直交替前の休息時に眠れず、睡眠不足と疲れを感じた状態で当直に就き、また、眠気を催した際、椅子に腰を掛けた姿勢で当直を続けたことにより、居眠りに陥った可能性があると考えられる。</p> <p>船長は、例え少量の飲酒であっても操船等の判断に影響があるので、自ら操船する予定があるときには飲酒を控える必要があるものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、夜間、本船が、坂手島丸山崎を通過して北西進中、単独で船橋当直中の船長が居眠りに陥ったため、変針予定場所を通過して本件浅瀬に向けて航行し、本件浅瀬に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。</p>
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 船橋当直中に眠気を感じた場合は、椅子から離れて身体を動かしたり、コーヒーを飲んだりするなどして眠気を払うこと。 ・ 眠気を払うことができないときは、他の乗組員と当直を交替すること。 ・ 当直予定者は、少量であっても飲酒を控えること。